

訓令甲第38号

警視庁公印規程を次のように定める。

平成13年9月4日

警視総監 野田 健

警視庁公印規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、東京都公安委員会及び警視庁において使用する公印に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(種別、制式及び用途)

第2条 警視庁において使用する公印の種別、制式及び用途は、別表第1のとおりとする。

(公印の管理)

第3条 東京都公安委員会及び警視庁において使用する公印（以下「公印」という。）の管理責任者及び取扱責任者は、別表第2のとおりとする。

2 管理責任者は、公印の管理の責めを負い、取扱責任者は、管理責任者の命を受け、公印の保管及び使用の任務に当たるものとする。

3 管理責任者は、取扱責任者が不在の場合に、これに代わるべき者を指定しておくことができる。

4 公印は、常に印箱に収納するとともに、使用しないときは、施錠設備のある場所に保管し、施錠しておかなければならない。

(新調及び改刻)

第4条 管理責任者は、公印の新調又は改刻の必要がある場合は、総務部長（文書課文書係経由）に理由を付して上申するものとする。

(公印台帳)

第5条 文書課に、別記様式の「公印台帳」を備え付け、公印の新調又は改刻の都度、印影を登録し、必要事項を記載しておかなければならない。

また、新調、改刻又は廃止により不要となった公印の公印台帳は、廃棄するものとする。

(公印の使用)

第6条 公印の押印を請求する者は、押印を受ける文書の原議その他押印を受けることが適当であることを疎明する文書（以下「原議等」という。）を取扱責任者又は第3条第3項の規定に

より指定された者（以下「取扱責任者等」という。）に提示しなければならない。

- 2 取扱責任者等は、原議等を確認し、押印することが適当であると認めた場合は、押印するものとする。

（印影の印刷）

第7条 所属長は、公印の印影を印刷する必要がある場合は、事前に総務部長（文書課文書係経由）に上申し、承認を受けなければならない。

- 2 公印の印影が印刷されたものを保管する場合は、公印の保管に準じて適正に行わなければならない。

（公印の返納）

第8条 管理責任者は、新調、改刻又は廃止により不要となった公印については、総務部長（文書課文書係経由）に返納しなければならない。

（事故報告）

第9条 管理責任者は、公印の盗難、紛失又は偽造があったときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、速やかに総務部長（文書課文書係経由）に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、現に使用している公印（東京都公安委員会において使用するものを除く。）で、制式に適合しないものについては、改刻するまで、これを使用することができる。
- 3 この訓令の施行の際、印刷されている従来の公印（東京都公安委員会において使用するものを除く。）の印影については、当分の間これを使用することができる。
- 4 別表第1の規定のほか、当分の間、次の表の制式及び用途の専用印を使用する。

〔省略〕

- 5 前項の規定により使用する専用印の名称、管理責任者及び取扱責任者は次の表のとおりとする。

〔省略〕

別表第1 〔省略〕

別表第2

公印の種別	公印の名称	管理責任者	取扱責任者
-------	-------	-------	-------

処印	東京都公安委員会印	文書課長	文書課課長代理（文書担当）
	警視庁印	文書課長	文書課課長代理（文書担当）
	部印	部の庶務を担当する課の課長	部の庶務を担当する課の課長代理（庶務担当）
	警察学校印	警察学校長	警察学校管理官（庶務担当）
	特殊詐欺対策本部印	特殊詐欺対策本部長	特殊詐欺対策本部管理官（特殊詐欺対策担当）
	サイバーセキュリティ対策本部印	サイバーセキュリティ対策本部長	サイバーセキュリティ対策本部管理官（庶務担当）
	課、本部、隊、場、所又はセンター印	課、本部、隊、場、所又はセンターの長	課、本部、隊、場、所又はセンターの庶務を担当する課長代理、科長、課長、副隊長又は副所長
	方面本部印	方面本部長	方面本部管理官（総務担当）
	警察署印	警察署長	警察署副署長 大島、新島、三宅島、八丈島及び小笠原の警察署次長
職印	東京都公安委員会委員長印	文書課長	文書課課長代理（文書担当）
	警視総監印	文書課長	文書課課長代理（文書担当）
	副総監印	文書課長	文書課課長代理（文書担当）
	部長印	部の庶務を担当する課の課長	部の庶務を担当する課の課長代理（庶務担当）
	警察学校長印	警察学校長	警察学校管理官（庶務担当）
	特殊詐欺対策本部長印	特殊詐欺対策本部長	特殊詐欺対策本部管理官（特殊詐欺対策担当）
	サイバーセキュリティ対策本部長印	サイバーセキュリティ対策本部長	サイバーセキュリティ対策本部管理官（庶務担当）
	課長、本部長、隊長、場長、所長印	課、本部、隊、場、所又はセンターの長	課、本部、隊、場、所又はセンターの庶務を担当する課長代理、科長、課長、副隊長又は副所長
	方面本部長印	方面本部長	方面本部管理官（総務担当）
警察署長印	警察署長	警察署副署長 大島、新島、三宅島、八丈島及び小笠原の警察署次長	
専用印	東京都公安委員会印（運転免許証、運転経歴証明書、駐車監視員資格者証及び警	運転免許本部長	運転免許本部免許管理課長
		駐車対策課長	駐車対策課放置駐車対策センター所長

備員等の検定に関する合格証明書用)	生活安全総務課長	生活安全総務課課長代理 (防犯営業担当)
	東京都公安委員会印 (集会等許可)	警備第一課長
	警察署長	警察署警備課長
		大島、新島、三宅島、八丈島及び小笠原の警察署次長
東京都公安委員会印 (行政処分)	運転免許本部長	運転免許本部の行政処分課長、運転者教育課長及び高齢者対策課長
東京都公安委員会印 (火薬類許可)	警察署長	警察署生活安全担当課長
		大島、新島、三宅島、八丈島及び小笠原の警察署次長
東京都公安委員会印 (運搬証明)	三田、東京湾岸、大島、新島、三宅島、八丈島、小笠原、蒲田、東京空港、成城、四谷、志村、千住、亀有、小岩、立川、府中、調布、青梅、五日市、福生、八王子、高尾及び多摩中央の警察署長	三田、東京湾岸、蒲田、東京空港、成城、四谷、志村、千住、亀有、小岩、立川、府中、調布、青梅、五日市、福生、八王子、高尾及び多摩中央の警察署生活安全担当課長
		大島、新島、三宅島、八丈島及び小笠原の警察署次長
東京都公安委員会印 (教習所)	運転免許本部長	運転免許本部運転者教育課長
東京都公安委員会印 (仮領置)	警察署長	警察署生活安全担当課長
		大島、新島、三宅島、八丈島及び小笠原の警察署次長
東京都公安委員会印 (国外運転免許証表紙用)	運転免許本部長	運転免許本部免許管理課長
東京都公安委員会印 (国外運転免許証表紙以外用)	運転免許本部長	運転免許本部行政処分課長
	運転免許試験場長	府中運転免許試験場の免許課長及び学科試験課長、鮫洲運転免許試験場の免許課長及び試験課長並びに江東運転免許試験場の免許課長
	世田谷、板橋及び立川の警察署長	世田谷、板橋及び立川の警察署交通課長
警視総監印 (仮免許)	運転免許試験場長	府中、鮫洲及び江東運転免許試験場の免許課長
	大島警察署長	大島警察署次長
警視総監印 (行政処分)	運転免許本部長	運転免許本部の行政処分課長及び高齢者対策課長

	運転免許試験場長	府中、鮫洲及び江東運転免許試験場の免許課長
警視総監印（交通反則）	交通執行課長	交通執行課交通反則通告所長
	大島、新島、三宅島、八丈島及び小笠原の警察署長	大島、新島、三宅島、八丈島及び小笠原の警察署次長
警視総監印（駐車）	駐車対策課長	駐車対策課放置駐車対策センター所長
警視総監印（契約事務）	用度課長	用度課課長代理（物品管理担当）
	施設課長	施設課課長代理（計画担当）
押出式東京都公安委員会印（免許）	運転免許試験場長	府中、鮫洲及び江東運転免許試験場の免許課長
	世田谷、板橋及び立川の警察署長	世田谷、板橋及び立川の警察署交通課長
押出式東京都公安委員会印（講習）	運転免許本部長	運転免許本部運転者教育課長
	府中及び鮫洲運転免許試験場長	府中運転免許試験場の学科試験課長及び技能試験課長並びに鮫洲運転免許試験場の試験課長
押出式東京都公安委員会印（銃刀）	警察署長	警察署生活安全担当課長
		大島、新島、三宅島、八丈島及び小笠原の警察署次長
押出式東京都公安委員会印（警備員等の検定に関する検定合格証、合格証明書及び受検票用）	生活安全総務課長	生活安全総務課課長代理（防犯営業担当）
押出式東京都公安委員会印（駐車監視員資格者証用）	駐車対策課長	駐車対策課放置駐車対策センター所長
押出式警視庁印（身分証明書等用）	文書課長	文書課課長代理（文書担当）
押出式警視総監印（仮運転免許証用）	運転免許試験場長	府中、鮫洲及び江東運転免許試験場の免許課長
	大島警察署長	大島警察署次長
課長、隊長又は所長印（捜査関係事項照会書及び身上調査照会書用）	課、隊又はセンターの長	1 課、隊又はセンターの庶務を担当する課長代理、副隊長又は副所長 2 各分室の管理官の中から所属長が指定する者1名
警察署長印（捜査関係事項照会書及び身上調査照会書用）	警察署長	警察署副署長、警察署刑事担当課長、丸の内、万世橋、中央、月島、麻布、赤坂、品川、

			大崎、蒲田、碑文谷、渋谷、牛込、新宿、戸塚、四谷、中野、池袋、目白、赤羽、板橋、練馬、下谷、千住、西新井、竹の塚、綾瀬、深川、本所、向島、亀有、小松川、葛西、立川、調布、八王子及び町田の警察署生活安全課長並びに警察署組織犯罪対策課長
			大島、新島、三宅島、八丈島及び小笠原の警察署次長
訂正証印	東京都公安委員会印 (運転免許証等用)	交通総務課長	交通総務課課長代理 (交通安全担当)
		交通規制課長	交通規制課課長代理 (交通規制担当)
		駐車対策課長	駐車対策課課長代理 (駐車対策担当)
		運転免許本部長	運転免許本部の行政処分課長、運転者教育課長及び高齢者対策課長
		運転免許試験場長	府中、鮫洲及び江東運転免許試験場の免許課長
		警察署長	警察署交通課長 大島、新島、三宅島、八丈島及び小笠原の警察署次長
東京都公安委員会印 (風俗営業等の許可証等用)	保安課長	保安課課長代理 (風俗営業担当)	
	警察署長	警察署生活安全担当課長 大島、新島、三宅島、八丈島及び小笠原の警察署次長	
警視総監印 (仮運転免許証等用)	交通執行課長	交通執行課交通反則通告所長	
	運転免許本部長	運転免許本部の行政処分課長及び高齢者対策課長	
	運転免許試験場長	府中、鮫洲及び江東運転免許試験場の免許課長	
	警察署長	警察署交通課長 大島、新島、三宅島、八丈島及び小笠原の警察署次長	
警察署長印 (自動車保管場所証明書用)	警察署長	警察署交通課長 大島、新島、三宅島、八丈島及び小笠原の警察署次長	
警察署長印 (古物営業及び質屋営業の各	警察署長	警察署生活安全担当課長	

	許可証用)	大島、新島、三宅島、八丈島 及び小笠原の警察署次長
--	-------	------------------------------

別記様式（第5条関係）

公 印 台 帳						
印 影						所 属 名
開 使 始 用 年 月 日	交 付 年 月 日	改 新 刻 調 年 月 日	印 材	公 印 の 名 称	公 印 の 種 別	